



《札幌近郊・島松のスズラン狩り》

  
**北海道行政書士会報**

発行所  
 札幌市大通西6丁目  
 北海道行政書士会  
 T 33881-240545  
 振替口座小樽8224  
 印刷所  
 株式会社 正文舎印刷所  
 札幌市菊水西町2丁目  
 電話 7151~3番

// 17日・十勝支部総会・渡辺、藤山両役員出席  
 愛知会報ご寄贈  
 1月18日・入会者旭川1名、室蘭1名  
 旭川の小沢氏未所、登壇手續中とのこと、  
 未所入会者あり

// 12日・常任理事会開催通知  
 // 13日・道警本部へ陳情  
 本日午後渡辺、佐藤、藤山、有馬の四役員  
 行方揃って、道警本部を訪れ、予て用意の  
 陳情書提出し、道警本部の対応を要請し、

// 28日・北海経済社編集企画川口部長来所、行政書  
 士業務及犯の疑ある労務管理士、社会保険  
 士等との連携等について

第二七号 もくじ

特報	不動産登記簿謄抄本の 交付申請について	2
非行政書士	防止対策について	2
登録事項	変更届出助行について	3
誌上講座	戸籍法について	3
随筆	沢田先生 藤山副会長	6
報告	(運合会) 決算特別委員会 (役員会) 第一回全理事会 (支部) 第二回常任理事会 小樽支部総会 釧路支部総会 日高支部総会	6
掲示板	(会員) 入・退会、死亡、処分退会	11
事務局日誌	行政書士の登録 行政書士登録のまつ消 富良野市誕生 珍しい投書	9

特報

不動産登記簿謄抄本の交付申請

行政書士が出来る

農地法第3、4、5条等の規定による許可申請書に添付を要する不動産登記簿謄抄本の交付申請書を行政書士が作成して法務局、地方法務局へ提出することが出来るか。

このことについて、昨年10月、札幌法務局長へ、次の二説のうち何れが正しいかを文書を以てお伺いした。

- 一、行政書士が法務局、地方法務局へ提出する登記簿謄本及び抄本の交付申請書を作成して当該法務局へ申請することは、司法書士法第一条第一項の違反となる。
- 二、法務局、地方法務局へ提出する書類で

あるが、登記簿の謄抄本交付を受けることを目的とする申請書であるから、行政書士であっても司法書士法違反とはならない。

右の照会に対し本年4月2日付で次の通りご教示を頂戴した。

(昭和41・4・2、札幌第二五一号札幌法務局長、北海道行政書士会長殿)  
不動産登記簿謄抄本交付申請については、四十年十月二十日付をもってご照会のあった見出しの件については、貴見二のごおりと考えます。

非行政書士

非行政書士防止対策について

副会長 佐藤 幸之助

行政書士の職域について、窓口の広範なることは皆様に御承知のとおりであります。常に法規の改廃等により、事務的に見て至極簡易化されるもの、又専門的技術を要するもの等、多種多様であります。そこで、主務官公署に於いては、一般民衆のサービスに重点をおき、簡易なる願届に対してはその書式を印刷して各窓口サービスを最大限に行ないつつあることも既に皆様御承知のとおりであります。

私共行政書士は、立派な資格を登録し法の指示に従ってこれを生業として看板を掲げた以上、各官公署に於ける窓口の過剰サービスや、資格なき違法行為者或いは登録者にして本会未加入者等の犯行によって犯される職域を、吾々は黙視して彼等非行政書士を放任しておくことは出来ません。しかし、これ等非行政書士の

防止対策としては何と申しましても皆様の御協力がなければ取締りの実績を掲げることは出来ないものであります。

過日会員諸氏から戴いた資料をまとめこれを持参して、本会の会長、副会長、理事等揃って道地方課、道警本部防犯課、その他関係部課を訪問して、会員から寄せられた非行政書士としての犯行資料を提示して、道地方課に対しては全道各支庁並びに市町村役場農業委員会及び農協等に、又道警本部に対しては全道各署に対して取締りの強化を図って戴くよう陳情した処、何れも会員諸士の期待に副うよう努力するとのことであり、既に全道各支庁に於いては、行政書士登録名簿の整理等について、道地方課の指示に従い、その係官が実態調査を行なっているようであります。又道警本部に於いても、各警察署長宛非行政書士に対する取締りを強化するよう通達を出され、既に本会からの報告により事実調査を行ない違反事実が確定となったので検挙送検したとの回答も受けて居ります。

何れに致しましても斯の種防止対策の強化を図るためには皆様の御協力がなければこの実績を上げることは出来ないものであります。皆様には違反事実を確認して具体的に報告すると云うことは仲々容易な問題ではないと存じますが、さりとて、本会経理部から会費の請求に対する回答文の中に、極く一部の人の申される如き単なる想像的報告を戴いたのでは本会としても如何とも手の打ちようがないわけでありませぬ。

皆様の御苦勞の程は重々御察し申し上げますが、吾々行政書士の職域を擁護する目的を以て、何卒御協力を賜われますよう、重ねがさね、本誌を以てお願い申し上げます。

登録事項

登録事項変更の届出励行について

会長 長渡 辺 慶 吉

行政書士名簿の登録事項に変更のあったときは、速かに当該変更届を、一通は知事宛で管轄支庁地方部総務課地方係へ、一通は本会へ、届出を励行して下さい。「行政書士は、行政書士名簿の登録事項に変更があったときは、十日以内その旨を届出なければならない」

(行政書士法施行細則第十三条) 右の規定については、既にご承知のことと存じます

誌上講座

戸籍法について (第五回)

旭川市役所市民課 沢 田 孝

が、最近この届出を怠るものが多いので、道当局より特にご注意がありました。

会より発送した会員への連絡書類が居所不明で返戻されるもの毎月二、三通あります。どうしたことでしょう。お互いに不利です。住所に限らず変更事項は規定通り届出を必ず励行するよう、特に重ねてご注意申し上げます。

2、裁判離婚

裁判離婚と云うのは、法定の原因がある場合に訴訟によって婚姻を解消させる方法である。原則として人事訴訟手続法によって訴訟を提起して審理することになっているが、その前提として、先ず家庭裁判所に調停の申立をしなければならぬ。そして調停が成立すれば、その調停は確定判決と同一の効力を生じ、若し調停が不成立のときは、家庭裁判所は調停委員会の意見を聴き、一切の事情を斟酌して調停に代るべき審判をすることが出来る。然しこの審判に対して異議を申し立てればその審判は無効となり、人事訴訟手続法の訴訟手続によらなければならないのであるが、異議申立がなければ、その審判は調停と同様確定判決と同一の効力を生ずる。

審判が無効になると云うことは、その審判がはじめからなかったのと同じになると云うことである。普通上訴した場合に上訴した上級裁判所において、その上訴が棄却されると前の裁判所での判決が有効に生かされるのであるが、そのようにはならないで、家庭裁判所の審判ははじめからなかったことになることである。

離婚について右のような調停が成立し、又は審判判決が確定すれば、その時、即ち成立又は審判判決確定の日効力が発生し、届出は報告的届出になる。

3、離婚の効果

離婚の効果はこれを簡単にいえば、婚姻によ

離婚

1、協議上の離婚

- (イ)、届出によって効力を生ずる創設的届出である。
- (ロ)、夫婦双方の自由意志に基づく離婚意思の合致が離婚の成立要件である。配偶者の一方のみの意志に基づいて、他の一方が全然関知しない間に行なわれた離婚届は、たとえ受理され戸籍に記載されたとしても、それは無効である。
- (ハ)、離婚には父母の同意は勿論何人の同意も要しない、禁治産者でも後見人の同意を要しないが、届書に届出当時において、届出事件の性質及びその効果を理解するに足る能力を有することを証明

する医師の診断書を添付しなければならない。

- (ニ)、離婚の合意が詐欺、強迫によるものであったときは取消しの原因となる。
- (ホ)、離婚する夫婦に未成年者の子があるときは、その協議でその一方を親権者と定めなければならない。この協議が調わなるとき又は協議をすることができないときは、父又は母の請求によって家庭裁判所に協議に代る審判をしてもらわなければならない。この子の親権者を定めること(家庭裁判所の協議に代る審判も含めて)は離婚の要件であるので、この要件を欠く離婚届は受理すべきでない。然し市町村長が誤って受理したときは、離婚そのものの効力に影響がないと云うことで有効に

て生じた一切の効果を将来に向かつて消滅せしめることであるが、具体的に戸籍の変動については次のようになる。

- (イ)、婚姻によって氏を改めた妻又は夫は婚姻前の氏に復し、原則として婚姻前の戸籍に復籍する。
- (ロ)、復籍すべき戸籍が全頁除籍によって除かれているとき、又は復氏する者が新戸籍編製の申出をしたときは、その者について新戸籍を編製する。
- (ハ)、再婚者が離婚によって復すべき氏は、その者の意志により婚姻直前又は最初の何れでもよい。

これは、甲家の娘A子が乙家の乙男と婚姻して新戸籍を編成したが、乙男が死亡したので、甲家に復氏しないで、乙男の戸籍からすぐ丙家の丙男と婚姻した。丙男も死亡したので更に丙家から丁男と婚姻した。今A子が丁男と離婚すれば、A子はA子の意志によって丙、乙、甲の何れの氏に復してもよいと云うことである。

- (ニ)、婚姻によって氏を改めた養子が離婚する場合の復すべき氏は、養親の氏である。この場合は(イ)の場合と違い、すぐ実家の氏にかえることはできない。

4、涉外的要素を持った離婚届について  
 (イ)、夫婦の双方が日本人である場合は、その届が在する日本の大使、公使又は領事へ離婚の届出ができる外、直接本籍に届出することも出来る。なおその在留地の方式によることもできるが、この場合日本の民法が認めない一方的離婚はできないとされている。

裁判離婚で外国裁判所が日本人夫婦の離婚の判決をしても、その判決の離婚原因が日本の民法に規定する離婚原因に該当しないときは、裁判離婚として受理することができない。その離婚原因が日本が長年の慣習原因に該当するときは、判決は

定の日に効力が発生し、離婚届は報告的届出となる。

- (ロ)、外国在住の日本人と外国人間の離婚について  
 離婚はその原因事実の発生した時における夫の本国法によることになっているから、夫が日本人である場合と外国人である場合でその取扱いが異なり、又その行為地法によって異なってくる。

例えばアメリカに在住する日本人男と米国人女の場合、夫の本国法である日本法によることになっているから、協議離婚できることになるが、妻の本国法又は離婚の行為地法が協議離婚を認めないもので、日本人男と米国人女の米国においての離婚はできないことになる。随って米国駐在の日本の大使、公使又は領事がその届出を受理しても離婚の効力は発生しないが、夫の本籍地に直送したときは、離婚の効力が生ずることになる。

この場合、夫が米国人であれば夫の本国法によることになり、行為地法も米国法が適用されるので協議離婚はできないことになる。

日本の法律が裁判離婚を認めているから裁判離婚もできるのであるが、夫が日本人である場合の離婚判決が日本の民法に規定されている離婚原因に該当しないときは、この離婚が夫の本国法によるもの規定から、その離婚届は受理できない。然し夫が外国人である場合は法令又は条約でその国の裁判権を否認せず、且つ公の秩序又は善良の風俗に反しない限り離婚の効力は発生する。

(イ)、日本在住の外国人と日本人間の離婚  
 夫が日本人である場合は妻の本国法では協議離婚が認められていなくとも、夫の本国法、行為地法が日本であるので、協議離婚ができることになる。これに対し夫が外国人である場合には、夫である外国人の本国法が行為地法即ち日本の法律に

6、裁判上の離婚の届出の方法

- (1)、協議上の離婚である旨  
 これは裁判離婚と区分するためであるが、(ロ)欄の1、協議離婚の1を○で囲む。
- (2)、復籍と新戸籍編製について  
 婚姻の際、氏を改めた者は離婚によって原則として復籍するのであるが、(ロ)欄の2、3、4の場合には新戸籍を編製することになる。

この復籍する戸籍は直前の戸籍であるので、例えば分籍、離婚等によって作った単独戸籍から婚姻に入ってきた者は、父母の戸籍があっても1、2復籍すべき戸籍が除かれているため、新戸籍編成に該当することになり、その戸籍に子があつた場合、即ち母と子の戸籍から母が婚姻し入つて来て離婚によって復籍する戸籍は父母の戸籍ではなくて、この子が残っている戸籍である。この場合に母が申出によって新戸籍を編製したときは、婚姻前の戸籍に残してきた子は、母の新戸籍に入るの(ロ)その他の事項欄に「花子につき編製される新戸籍に入る子」としてその子の戸籍の表示、氏名、生年月日を記載すること。

- (3)、離婚届書の中で人口動態調査票作成のための記載事項  
 ①、(一)欄中の日本の国籍のない場合はその国籍  
 ②、(ロ)欄の職業  
 ③、(ハ)欄の結婚式を挙げた年月日  
 ④、(ニ)欄の同居を止めた年月日  
 ⑤、(ロ)欄の父母の氏名及び父母との続柄、当事者が養子であるときは、(ロ)欄に書く養父母の氏名

(イ)、届出人  
 離婚の当事者である夫及び妻であつて、離婚当事者が無能力者(禁治産者、準禁治産者)であっても、法定代理人の同意を要せず、必ず本人が届出ることを要する。

7、離婚の取消及び無効の届出方法  
 協議上の離婚が詐欺又は強迫によるときは、その取消の訴を提起することができるし、離婚の届出が当事者の意志に基づかない場合は、その離婚は無効である。取消又は無効の届出は報告的届出である。その届出の方法は裁判又は審判書の謄本と確定証明書添付して、取消のときは離婚取消届によって無効の場合は戸籍訂正申請の手続によってする。

(イ)、届出人は調停の申立人又は訴の提起者であつて証人の記載は不要である。  
 (ロ)、添付書類は一般の原則による外、調停調書又は審判書、若しくは判決書の謄本と判決書又は審判書の謄本の場合は、確定証明書の添付を要する。但し家庭裁判所から本籍の市町村長に審判確定通知があり、その市町村役場に届出をするときは確定証明書の添付は不要である。

なおこの調停調書、判決書、審判書、確定証明書の謄本は届出と同数必要であるが、一通の外は届出人又は市町村長が作成したものでよいことになっている。本人が作成したときは「この(調停調書の謄本は原本と相違ない」と記載し、日付と記名捺印する。

(ロ)、届出地は一般原則の通り事件本人の本籍地又は届出人の所在地である。  
 離婚の取消及び無効の届出方法  
 協議上の離婚が詐欺又は強迫によるときは、その取消の訴を提起することができるし、離婚の届出が当事者の意志に基づかない場合は、その離婚は無効である。取消又は無効の届出は報告的届出である。その届出の方法は裁判又は審判書の謄本と確定証明書添付して、取消のときは離婚取消届によって無効の場合は戸籍訂正申請の手続によってする。

5、協議離婚の届出の方法

- (イ)、届書の作成

この届出は創設的届出である。様式は法定様式である。なお離婚については人口動態調査票の作成が行なわれているので、その必要事項の記載も必要である。

- (ロ)、未成年の親権について

離婚する夫妻に未成年の子がある場合は、協議又はこれに代る審判で、夫婦の一方を親権者と定めなければならぬので、この記載を要する。

この場合必ずその一方を親権者と定めなければならぬのであつて、離婚後も引き続き共同で親権を行なうと云う協議はできない。

親権に服する子が数人ある場合には、必ずしもすべての子を同じように何れか一方に一定する必要はなく、それぞれの子につき何れか一方の親権に服するように定めればよい。

夫婦と同一の戸籍にある子については名のみ記載し、戸籍を異にするときは、戸籍の記載の便のため、その子の氏名の外尚その他の事項欄に戸籍の表示をも記載すること。

この親権に関する記載を脱漏した届書が誤つて受理されたときは、離婚届に協議してあつたものを届書に記載を脱漏した場合は追完の手続。協議がなされていなかったときは改めて親権者を定めて親権者指定届をすることになる。

よつて離婚することができる旨の権限ある本國官憲の証明書を提出しなければ、その協議離婚届は受理できない。勿論受理しても無効である。

調停離婚の場合は、その調停離婚が成立した場合、夫の本國法が日本の法律によって離婚することができ旨認めておれば有効であるので、家庭裁判所はこの点を調査する職責を有するから、裁判所が離婚の調停を成立させた以上、その離婚届は受理してよいことになっている。

(イ)、日本在住の外国人間の離婚  
 (1)、この場合も、その離婚原因の発生当時における夫の本國法によることになっているので、夫の本國法が認めるときは、日本に駐在する夫の國の代表機関に対して本國法の方式による離婚をすることができ、夫の本國法が協議離婚を認めらば、日本の方式によって協議離婚の届出をすることもできる。この場合は、離婚の要件を具備することについて婚姻の場合と同じように、権限ある本國官憲又は駐在代表部発給の証明書提出させることが必要である。

朝鮮人、台湾人を当事者とする場合は、両國が何れも協議離婚を認めているから、これらの者の離婚の届出には、原則として右の証明書を提出させるべきであるが、その証明書を提出することができないときは、その旨の申述書を提出させる。この場合は右申述書の外に、その身分關係を証する戸籍謄抄本(本國官憲発給の身分關係の証明書を含む)又は本人の外国人登録証明書(発行の日から一カ月以内のもの)を提出させなければならない。

(2)、離婚原因が夫の本國法及び日本の民法の規定と一致する場合には裁判離婚ができる。

6、裁判上の離婚の届出の方法

- (イ)、(ロ)欄の中の2、3、4の中の一つに○をつけて調停成立又は審判判決確定の年月日を記載する。
- (ロ)、子の親権者の記載は裁判所が定めた通り記載しなければならぬ。若し裁判の際に裁判所が親権者の定めを遺漏した場合は、後日裁判の更正決定を受け、追完の手続により記載されることになつて居り、子の親権者のみが協議で定めることはできない。

(イ)、届出人は調停の申立人又は訴の提起者であつて証人の記載は不要である。  
 (ロ)、添付書類は一般の原則による外、調停調書又は審判書、若しくは判決書の謄本と判決書又は審判書の謄本の場合は、確定証明書の添付を要する。但し家庭裁判所から本籍の市町村長に審判確定通知があり、その市町村役場に届出をするときは確定証明書の添付は不要である。

なおこの調停調書、判決書、審判書、確定証明書の謄本は届出と同数必要であるが、一通の外は届出人又は市町村長が作成したものでよいことになっている。本人が作成したときは「この(調停調書の謄本は原本と相違ない」と記載し、日付と記名捺印する。

(ロ)、届出地は一般原則の通り事件本人の本籍地又は届出人の所在地である。  
 離婚の取消及び無効の届出方法  
 協議上の離婚が詐欺又は強迫によるときは、その取消の訴を提起することができるし、離婚の届出が当事者の意志に基づかない場合は、その離婚は無効である。取消又は無効の届出は報告的届出である。その届出の方法は裁判又は審判書の謄本と確定証明書添付して、取消のときは離婚取消届によって無効の場合は戸籍訂正申請の手続によってする。

7、離婚の取消及び無効の届出方法  
 協議上の離婚が詐欺又は強迫によるときは、その取消の訴を提起することができるし、離婚の届出が当事者の意志に基づかない場合は、その離婚は無効である。取消又は無効の届出は報告的届出である。その届出の方法は裁判又は審判書の謄本と確定証明書添付して、取消のときは離婚取消届によって無効の場合は戸籍訂正申請の手続によってする。

(イ)、届出人は調停の申立人又は訴の提起者であつて証人の記載は不要である。  
 (ロ)、添付書類は一般の原則による外、調停調書又は審判書、若しくは判決書の謄本と判決書又は審判書の謄本の場合は、確定証明書の添付を要する。但し家庭裁判所から本籍の市町村長に審判確定通知があり、その市町村役場に届出をするときは確定証明書の添付は不要である。

なおこの調停調書、判決書、審判書、確定証明書の謄本は届出と同数必要であるが、一通の外は届出人又は市町村長が作成したものでよいことになっている。本人が作成したときは「この(調停調書の謄本は原本と相違ない」と記載し、日付と記名捺印する。

(ロ)、届出地は一般原則の通り事件本人の本籍地又は届出人の所在地である。  
 離婚の取消及び無効の届出方法  
 協議上の離婚が詐欺又は強迫によるときは、その取消の訴を提起することができるし、離婚の届出が当事者の意志に基づかない場合は、その離婚は無効である。取消又は無効の届出は報告的届出である。その届出の方法は裁判又は審判書の謄本と確定証明書添付して、取消のときは離婚取消届によって無効の場合は戸籍訂正申請の手続によってする。

随筆

藤山利夫

3月21日(火) 札幌雪

早朝家を出た。昨日からの降りやまぬ雪は、残雪に更に25cmも上積みされて、今なお降り続けている。この分では、千歳空港の除雪は大変であろう。明日の会議に間に合うだろうか、などと考えながら全日空営業所へ着いた。聞けば千歳地方には降雪はなく、定時出港というので、まずまず……。

3月22日(水) 東京曇

都のモックが気になる。昨夕連合会長に電話して出発時の打合わせをしたが、新幹線利用で行進いとなり、10時35分発「こだま」で一人旅となった。途中車窓から爛漫たる桜花を眺めながら、1時間半程で静岡市に到着した。駅待合室で会長外5名の方と落合って、雨の静岡を会場である婦人会館へ……。

(筆者は本会副会長)

報告

(連合会)

日行連決算特別委員会

日時 41年3月22日(火) 午後1時

会場 静岡市追手町 静岡県婦人会館  
出席 清丸、浅井、佐野、種木、高橋、三原、藤山の各委員、石井、米沢両監事  
清丸委員長挨拶(日行連会長)

臨時総会(40・12・11)から現在に至る経理概要と、38年以降未決算の問題を処理して、41年度定時総会に臨みたいと挨拶。  
浅井日行連副会長(経理担当)  
副会長就任以来38年以降の経理について諸帳簿の調査経過報告。

審議概要

諸帳簿を開示し、収支不明の点を重点的に検討した。帳簿記入方法等において該に複雑な点が多く、的確な処理は困難であるが、借入金その他34点は再検討を要するものとして浅井副会長に更に調査を願うことにした。  
法改正支出金と、一般会費振替処置をうける中部、近畿の支部に対しても、早急処理が必要であり、未納状況も検討した。完納は中部、近畿、北海道の3支部だけで、未だ一九〇万余の未納となっていることは誠に遺憾事である。  
新役員を努力を期待する。  
(藤山副会長の婦礼報告より取材)

(役員会)

第一回全理事会

41年3月12日14時より札幌市辰美にて、渡辺会長外、副会長佐藤、藤山、岸川、理事有馬、森平、鈴木、高島(以上札幌)荒(旭川)関野(留萌)灰原(室蘭)石本(日高)佐々木(十勝)太田(釧路)藤井(網走)監事遠藤(札幌)山木(空知)事務局2名計19名出席。  
会長、定刻より30分遅れて開会を宣し、署名員に鈴木理事、記録員に事務員を指名。

議事

「1、会長代理選任について」  
藤山、佐藤両氏とも推薦を辞退されたので、協議の結果全員一致の推薦により藤山副会長を会長代理に決定した。  
「2、常任理事互選について」  
例年の通り札幌在住の理事をもって常任理事とするの意見が多数で、その通り決定した。  
会長、特に重要な要件のない限り、今迄通り常任理事会をもって理事会に代えたい。  
と図り異議なく決定した。

「3、事務担当者選任について」  
希望により会長次の通り指名す。  
総務部長 佐藤副会長、企画部長 藤山副会長、経理部長 鈴木常任理事  
なお各部署員は常任理事会一任となった。

「4、日行連代議員選任について」  
代議員6名を札幌2、小樽、空知、旭川、十勝各1とし、次の通り選定した。  
藤山、春口(札幌)細井(小樽)今村(空知)

内容証明による催告書を発送した長期滞納者2名について、指定納期までに納入しないもの処分を決定した。

昭和41年度収支予算修正書

無修正

第1表 収入の部

第2表 支出の部

項	当初予算	修正予算	差引減増	備考
会議費	205,000	205,000	0	修正なし
企画費	370,000	340,000	△30,000	3万円減は会報費 (180,000-30,000=150,000)
交付金	446,000	513,000	67,000	40年度の7月以降分は 237,000円(1人1ヵ月100円) 故に不足分追加 (237,000円-170,000円=67,000円)
負担金	159,660	159,660	0	修正なし
事務費	1,016,140	989,140	△27,000	備品費を10,000円として20,000円減 (30,000-20,000=10,000) 消耗品を15,000円として5,000円減 (20,000-5,000=15,000) 雑費2,000円減じて (17,140-2,000=15,140) 合計27,000円減
雑支出	20,000	30,000	0	修正なし
退職積立金	19,200	19,200	0	修正なし
予備費	54,000	44,000	△10,000	
合計	2,300,000	2,300,000	0	



第二回常任理事会

4月9日18時より札幌市産業会館にて、渡辺会長以下13名出席

- 1、支部(小樽、釧路)総会出席報告
- 2、日行連決算特別委員会出席報告
- 3、会則58条の規定該当者について
- 4、日行連定時総会出欠の件
- 5、非行政書士取締対策実施の件

その後3月31日までに8名納入されたので、残り11名中電報で全納する旨申し出られた1名の結果を確かめた上で、各関係当局へ報告処理する。

藤山副会長より総会の日時・会場・議案等について説明あり、議案について一、二検討した後、森口理事の発議により出席することになり、予算の関係で協議の結果出席者を3名に絞り、渡辺会長、藤山副会長外1名は旭川支部長、事故あるときは十勝佐々木支部長とする。

(1)、具体的情報の提供について  
単に取締れと言っただけで具体的な報告のない限り手の打ちようがないので、会報に一文を寄せて会員の協力を要望することとした。

(2)、帯広失業保険事務組合結成について  
失業保険、帯広失業保険、道庁失業保険等の事務手続代

行を主な業務として、会費制で会員を募集しての地元会員の情報により、その取締方について道当局へお伺いすることとした。

遠藤監事より、右失業保険事務組合については、失業保険法の条文にある旨発言あり、研究問題となった。

(3)、財団法人北海道陸運協会について  
右は行政書士業務を主な業務としている件について道当局へお伺いを立てたところ、右協会は行政書士の有資格者を置くことを条件として認可された旨の御回答であった。

道当局のご回答にはなお疑義が残るということがあるということになった。

7、報酬額改正委員会構成について  
委員の数は10人とし、問題により小委員会を設けること。

委員は常任理事より6名、一般会員より4名選出することとし、その人選は正副会長に一任。

(議案6「業務担当部員選出の件」は会館使用制限の関係で省略)

小樽支部総会

3月26日午後1時より小樽市公会堂に於て、田村副支部長を議長に選出して行なわれた。出席会員16名。議案の説明は主として細井支部長自ら担当し、新年度の事業、経理の報告、計画を承認し、最後に職域保護の問題について活発な討議が行なわれたが、特に労務管理士の業務が代行業と直結している件について強い取締りが要望された。会より渡辺、藤山両役員出席。

釧路支部総会

当支部創立以来初めての総会で、4月2日午後3時より釧路市三吉会館で開催。出席会員14名(支部会員は19名)。会より渡辺、藤山両役員、釧路支庁坂上係官が出席された。

決算報告の準備が出来なかったため、新役員によって処理や計画に当たることとして役員の変更に移った。

新役員次の通り。

支部長 伏見 勇 綱紀委員 斎藤 政男  
副支部長 尾越 勝典 代議員 浜田 和一  
大沢 清 相談役 守谷 茂  
理事 中島 寛 顧問 釧路支庁長  
細木 貞次 警察署長

日高支部総会

4月10日午前10時より浦河町海月に於て、出席会員は石本支部長以下11名(当支部13名)。石本支部長推されて議長席に着き、8月末に研修会実施すること、支部規定の一部変更について議決した後、非行政書士K・H両名の処置について討議した。K氏については目下その筋で調査中につき当分見守ることとし、H氏については同氏の知己議員の善処に一任として、最後に役員改選。

新役員次の通り。

支部長 石本 則善 副支部長 日向寺正幸  
監 事 工藤 健一 代議員 関根 重郎  
なお会より渡辺、佐藤、藤山の三役員、日高支庁の高田農地、渡辺地方両係官が出席された。

(以上支部総会記録は渡辺会長の報告より取材)

事務局日誌

三月、

1日○入会、札幌2、萌留1  
○会費免除承認通知(札幌支部水野会員)

7日○会費三カ月以上未納者に督促状。

8日○三浦会員(日高)昨7日夕逝去、弔電送る。

12日○全理事会午後2時より辰美にて、会長以下19名出席して、報酬額改正委員会の設置、長期滞納者の処分その他を決定。

14日○入会・札幌2

15日○役員改選結果を道及び日行連へ報告。

16日○入会・札幌、函館各1  
○会費免除承認通知(池田、木谷、荒田)

○会則の一部変更、代議員の選任等連合会へ報告

○「財団法人企業による行政書士業務について」その疑義を知事照会。

17日○違反容疑者某の調査方を先月函館地方事務局へお願いしたが本日その回答に接した。

18日○入会・札幌1  
○藤山副会長、日行連決算委員会出席のため全日空で上京。

22日○退会・函館1(本州へ転居)  
○静内町某の違反容疑について国税局より調査中である旨連絡あり。日高支部長に調査報告するよう要請す。

○理事会議事録を各理事へ発送す。

○陸運協、会理事長村川豊次郎氏、道当局の指示で来所し、同協会の定款等について会長と懇談。

23日○非行政書士某について、函館地方事務局の回答に基づき、道及び支庁当局に右のご指導をお願いした。

24日○函館支部高橋会員、会費免除を辞退。

(会 員)

支部	会員番号	氏 名	事 務 所	入会月日	備 考
札幌	七二六	葛西 義雄	札幌市北28東1	1・20	新入会
"	七三八	平山 信則	" 月寒東2の5	3・14	"
"	七三九	宮岸 康治	" 美園11の5	"	"
"	七四〇	赤間 研一	北2・西10	3・16	"
函館	七四一	内田 益男	瀬棚郡今金町字今金	"	"
小樽	七四二	瀬尾 仁	小樽市最上町	3・21	"
空知	七四三	渡辺 信太	芦別市北1・東1	"	"
"	七四四	田中 省治	滝川市大町29	3・29	"
"	七四五	服部 寅市	三笠市多賀町20	4・1	"
札幌	七四六	吉川 昌雄	千歳市北栄町	"	"
函館	七四七	亀松 吉美	亀田郡七飯町字本町	4・2	再入会
網走	七四八	二宮 重雄	紋別市北浜町1丁目	4・4	新入会
札幌	七四九	塩田 捷司	札幌市北20・東1	4・5	"
空知	七五〇	柴田 克之	滝川市大町二三	4・7	"
網走	七五一	浅利 正一	常呂郡端野町字端野	"	"
札幌	七五二	坂本 義裕	札幌市北3・西27	4・15	"
釧路	七五三	仲内 貞吉	釧路市若松町2	4・18	"
小樽	七五四	大淵 博	小樽市天神町29	4・19	"
札幌	七五五	山下 正義	札幌市南1・2・東創成ビル	"	再入会

退 会

支部	氏 名	住 所	退会月日	備 考
函館	樋口 省	山越郡長万部字静狩	3・19	群馬県へ転居
旭川	小 関 充 雄	空知県山部町字山部	4・4	廃業
留萌	保 坂 金 重	苫前郡羽幌町南大通1の19	4・20	病 気



41・2・10	日高1号	幌泉郡幌泉町字幌泉三〇二の一	杜司 勝	試
41・3・1	十勝1号	帯広市西3条南2丁目九	須藤 武二	法2条2の5
41・1・17	釧路1号	白糠郡白糠町大字白糠村字橋北五八	早坂 猛雄	試
41・2・2	2号	釧路市弥生町二一〇	東谷 芳太郎	〃
〃	3号	〃 新富町六の一	仲内 貞吉	〃
41・2・10	4号	白糠郡白糠町白糠市街栄町	川口 時太郎	法2条2の5
41・2・12	根室1号	目梨郡羅臼町本町二五	井上 章二	試
41・2・28	石狩4号	札幌郡手稲町西野二〇四	南部 虎四郎	〃
41・3・3	〃 5号	札幌市南2条西28丁目	坂本 義裕	〃
41・3・8	〃 6号	〃 琴似町24軒二九八	多田 幸雄	法2条2の5
41・3・7	空知2号	深川市字メム17号線本通37	南 利昌	試
41・3・12	〃 3号	滝川市大字大町二二三	柴田 克之	〃
41・3・23	上川5号	旭川市5条18丁目右6号	田中 英二	法2条2の5
41・3・23	〃 6号	〃 春光町6区6条	斎藤 舜	〃
41・3・8	網走3号	常呂郡端野町字端野一	浅利 正一	〃
41・3・10	胆振6号	苫小牧市旭町14の3	杉浦 幸城	〃
41・3・16	〃 7号	〃 旭町18	有沢 栄次郎	〃
41・3・16	〃 8号	〃 本町一〇一	山本 徳次郎	〃

◇行政書士登録のまつ消

まつ消年月日	住	所	氏名	まつ消理由
41・1・29	亀田郡七飯町字本町六一		鈴木 四知	法7条の3
41・1・29	茅別郡森町字御幸町四〇		野崎 雄二	〃
41・1・29	函館市田家町一九		長沢 次男	〃
41・1・29	〃 大森町三七の一		高橋 正美	〃
41・1・29	上磯郡木古内町字本町九〇		竹内 弘次	法7条の4
41・1・29	函館市音羽町二の五		笠井 兼蔵	〃
41・1・29	〃 谷地頭町一二の五		清川 繁雄	〃
41・1・14	天塩郡遠別町字本町4丁目八三		萩谷 克	法7条の3

掲示板

◇富良野市誕生

昭和41年5月1日から、空知郡富良野町と空知郡山部町の二町が合併して、新たに人口三六、六二七人の富良野市が誕生しました。

◇珍しい投書

本号締切りの真際に、次の投書が届いた。  
私ハ裁判所ノ書類ヲ市役所前ノ〇〇へ頼ンダ。〇〇ハ「カキモノ所」ト看板ニ書イテアル。ソノ書類ハ全然ダメダッタ。裁判所デハ〇〇ハ行政書士ダトイウ。ソレデハ何故ハッキリシタ看板ヲ出サナイノカ。貴方ハドウシテダメマッテイルノカ、オ伺イシタイ。

「司法書士であると思つて頼んだ書類がだめだった。なぜ行政書士の看板を掲示しないのか。」というお叱りだと思われる。心当りの方は早急に規定の表札を掲示して下さい。



カキモノ所 寄附に選した後のもの。その世法を説く。一 出町であつて、八町にこの看板を掲げ、その看板を掲げ